

笠松町国民保護計画を策定しました

平成16年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が成立されたことに伴い、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を実施するにあたり、岐阜県では平成18年3月に「岐阜県国民保護計画」が策定され、町では、笠松町国民保護協議会の答申を踏まえて、平成19年3月に「笠松町国民保護計画」を策定しました。

この計画は、武力攻撃事態等に際して、住民の生命、身体および財産を保護するため、法律に基づき、あらかじめ決めておくものであり、平成19年3月までには、県下全市町村において、「国民保護計画」が策定されています。

■想定する武力攻撃事態等

武力攻撃事態	着上陸進攻 ゲリラ・特殊部隊による攻撃	弾道ミサイル攻撃 航空攻撃
緊急処理事態	危険物資を有する施設への攻撃(ガス貯蔵施設等) 大規模集客施設への攻撃(駅、列車等) 大量殺傷物資による攻撃(炭疽菌、サリン等) 交通機関を破壊手段とした攻撃(航空機による自爆テロ等)	

■日頃の備え 緊急時に、住民の避難や救援などを実施するために必要な備えを定めました。

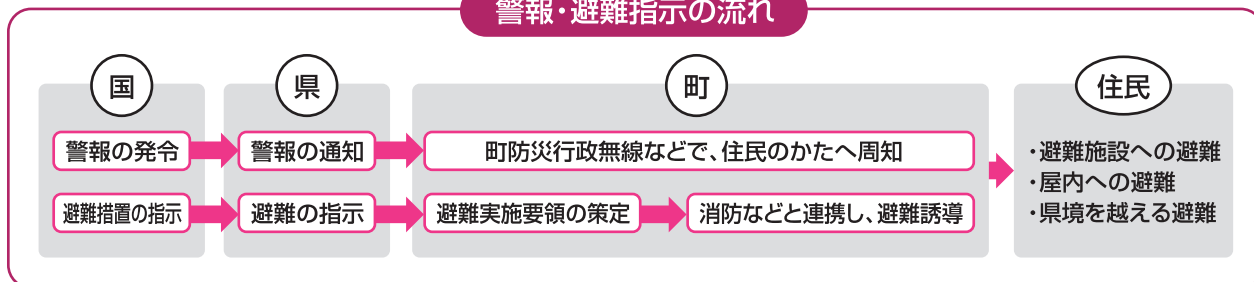
組織・体制の整備	職員の参集基準など、24時間即応可能な体制を整備します。 町防災行政無線などを活用し、警報の周知や避難の誘導など、迅速かつ確実に実施できる体制をつくります。
ライフライン等の危機管理の強化	警察・消防と協力し、電気やガスなどの生活関連事業者による安全確保が図れるよう、体制の整備を促進します。
訓練の実施	住民や事業者に参加を呼びかけ、県、消防機関およびその他関係機関などと連携・協力して訓練を実施します。

■武力攻撃事態等への対処

町は、「国民保護対策本部(本部長:町長)」を設置して、国・県や関係機関などと連携協力し、町内に居住・滞在するすべてのかたを対象に、次のような措置を実施します。

警報の通知・伝達	町防災行政無線などを通じて、皆さんへ速やかに警報を伝えます。
避難の誘導	県からの避難指示により、消防などと連携しながら、状況に応じた避難の誘導を実施します。
避難住民の救援	県、関係機関と協力しながら、避難所の設置、食料・飲料水・医療の提供などを実施します。
被害の最小化	鉄道施設等の安全確保、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動などを行い、被害をできるだけ小さくします。

警報・避難指示の流れ



■笠松町国民保護計画の公表

笠松町国民保護計画については、町ホームページでご覧になれます。また、役場庁舎1階「行政情報資料コーナー」(住民課ロビー)においても、ご覧になれますので、ご利用ください。

【問合せ先】 総務部総務課 消防防災担当 ☎388-1111 <http://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>